



ねこだすけの広報紙から記事の一部を抜粋し、
地域ねこ対策の資料として編集しました。

●ねこだすけニュースバックナンバーは…

ねこだすけニュース
バックナンバーから…

JAPAN Neko-Dasuke NETWORK

2009 4. vol.36

行政不作為と地域不作為にならないために… 地域ねこ対策 三者協働 について…

セミナー等での講演内容を記事にしました。(2009 平成21年4月)

NPOねこだすけ代表理事
工藤久美子

ねこだすけは皆様のご支援、ご協力をいただきながら任意団体として12年、NPO法人となって今年でちょうど10年を迎えることができました。

その間平成13年から3年計画で行われた「東京都飼い主のいない猫との共生モデルプラン」その成果をうけて、新たに現在も行われております「東京都飼い主のいない猫との共生支援事業」に協力させていただきました。

そしてこの12年の活動の間、何かモヤモヤとくすぶっていましたが、ここ1年で非常に明確となってまいりました。それが今回のテーマです。

現在大きな問題となっている野良ねこの先祖は2つです。1つは捨てられたねこ、もう1つは不妊、去勢手術を行なわれないまま、家と外を自由に歩き来していた飼いねこです。

そもそも

どうしてこのようにたくさんの野良ねこがいるのか、その原点に立ち返るとき、問題の解決に近付きます。

近年では明治時代に北里柴三郎博士が日本でのペスト蔓延をふせぐため、国民に対し「一家に一匹ねこを飼うこと」を奨励しました。ネズミ捕りのうまいねこのコンクールまで行われ、国家をあげて推進されました。

その効果は大きく、日本では幸いペストの蔓延被害にみまわれることはありませんでした。

当時は不妊手術など行われるはずもなく、当然のなりゆきとして、その後ねこの数は爆発的に増えます。

さらに昭和に入りまして住宅事情の違いもあり、ねこは家と外と出入り自由、不妊手術も行われずさらにねこの数は増えていきます。現在の野良ねこ問題の原因の一つと言えます。

ではそれに対して打てる手がなかったのか、といいますとそうではありません。明治の昔はともかく、ここ30年に関しましてはとてもわかりやすい「なすすべ」が2つありました。

1.行政不作為

現在の動物愛護法の罰則『遺棄、衰弱虐待、殺傷』に関しては広報もいきとどき、皆さまよくご存じのことと思います。

その以前、昭和48年にはすでに動物保護法が施行され、これにも罰則がありました。『遺棄虐待』は3万円以下の罰金が科料でした。

これを東京都を含め、全国の管轄行政は執行はおろか広報さえ行ってきませんでした。この広報、執行がきちんと行われていれば現在にいたりあまりにも多い捨てねこ、『遺棄違反』はかなり違った状況になっていたはずでした。

この動物保護法や、改正されてからの動物愛護法の広報、執行を怠ったという点において、これは明確な行政不作為といえます。

2.地域不作為

それでは行政以外の人々に、まるで責任がなかったのか?というところではありません。

不妊、去勢手術を行わず、外に自由に外出させているねこの飼い主さんが30~40年も前にはたくさんいたはずでした。そして外のねこに産ませてしまった、あるいは飼いねこが出産し、子ねこは外に出てしまった、その結果多くの野良ねこが産まされ続けてきました。

その状態に対して地域のどなたかが「このままでは野良ねこがどんどん増える。飼い主さんにきちんと手術をするよう話をしよう」と提言してくださった場合、状況ははるかに変わっていきます。

「ご近所だからよけいなことを言って面倒を起したくない。」「我が家には別に何も野良ねこ被害はないから、関係ない。」地域住民の方々がこの問題に積極的に手をうたなかった理由は主にこの2つです。「ご近所関係への気づかい」と、ご自分に被害が及ばないからとの「無関心」です。

地域住民が地域の問題としての認識をもたず、無関心のまま手段を講じなかった点において、これもまた明確な「地域不作為」といえます。

表面から続く

3.三者協働

ここ1年間に渡り訴え続けているテーマは三者協働です。この三者とは

- 住民組織：町会、自治会、理事会、管理組合など。
- 管轄行政：保健所など。
- ボランティア組織：NPO、NGOなど

住民組織、管轄行政、ボランティアの三者が協働して問題解決を図れば、いかなる問題も解決可能です。高齢化、少子化に加え団塊世代の大量退職、それにより予想されるさまざまな問題を、上記三者で解決する方策は平成11年に制定されたNPO法をふくめ政府の方針とも思われます。

日本独自の町会組織というものを活性化させ、そこにそれぞれ専門の行政とボランティアをサポート役として正三角形に組み合わせて問題解決を図る、素晴らしい方針です。

野良ねこに関しましては、その問題の根源はあきらかに「行政不作為」と「地域不作為」です。そうであるなら尚更地域住民、行政、ボランティアの三者が協力して問題解決をはかることは極めて当然のことと思います。

具体的段取り

三者協働にもっていく具体的段取りです。

1. 餌をあげている方や、一方でねこに困っている方からご相談があった場合、その方に「町会での説明会」をすすめます。これはご相談者のお住まいの町会の定例の集まり、また別途組んでいただく「ねこ対策」の会合に、保健所職員とボランティアが活動のご説明にうかがいます。

そしてその場で、町会の住民の中から例えお一人でも「〇〇地域ねこの会」などグループを作ってください。「グループ」ほど大袈裟ではなく、どなたかの「拳手」を、町内で目に見える「カタチ」にした程度のもので十分です。

2. 1の町会説明会が行なわれればあとは簡単です。町会の掲示板に活動報告、フリマのお知らせ、遺棄、殺傷違反ポスターの掲示などをお願いします。活動を進めていくうちにお祭りへのパネル展、フリマ参加など町会から提案をいただけるようになります。

3. 「〇〇地域ねこの会」以外にも、「〇〇町会ねこ担当」と名乗る場合もあります。町会の一員として活動を行うのですから、町会の他の行事にもなるべく参加、積極的にお手伝いをするのはとても大切です。

4. 年に1回は町会々館、福祉会館などを利用して活動広報のためのパネル展、相談会を行います。あらたに引っ越してきた方や、まだ活動になじみのない方にももれなく活動を知っていただくためにとっても効果があります。

5. 行政の方には活動推進用チラシ、ポスターの作成、パネル展、相談会への協力、またトラブルがあった場合は現場視察の同行などをお願いします。

6. 町会の外から支援するボランティア団体は、5の行政の役割と同様パネル展、相談会への協力、現場視察の同行に加え、ねこの捕まえ方、トイレの設置法、餌場の管理など、より具体的なアドバイスをを行います。

絶対にさげたい 二者協働

行政もボランティアも陥りやすいのが、住民・行政・ボランティアの三者協働から『住民』がすっぽり抜けた『二者』協働です。

多くの場合、ボランティアグループまたはボランティアさん同士のネットワーク作りを行政が進め、寄せられる苦情対策をそのボランティアネットワークに依頼して、野良ねこ問題の解決を図る仕組みに走りがちですので、町会など住民組織をいかに組み込むかが最大のポイントとなります。

行政に苦情、相談があった場合、行政がボランティアを紹介するというケースはよくありますが、それで終わってしまいますと住民組織はまったく無関係となります。この二者協働スタイルは、地域住民の方々に地域の問題としての認識をもっといただく機会もなく、町会のどなたも知らないうちに表面上の問題解決となってしまう、やがてまた同じことを繰り返しますので、根本的解決にはいたりません。

ご相談内容にもよりますが、行政は相談者に町会への関わりを進め、さらに具体的にボランティアとともに町会長へのご説明、地域でのパネル展、相談会の推進、そのための広報用チラシの作成などが必要となります。

地域住民への活動のご説明、広報のサポートの役割分担の意識を、行政とボランティアが共有し合い、地域に根付かせる同じ目的を目指すとき、今までの『二者協働』を『三者協働』へ容易にすすめることができます。

以上のように「行政不作為」と「地域不作為」により引き起こされた問題ですが、今さらやれ行政のせいだの、やれ住民のせいだの、やれ餌やりさんのせいだのと責任追求をしても、先には何も見えません。

誰のせいでもない、とにかく皆で力をあわせてなんとかしよう…と、そんなお気持ちをお持ちいただけましたら大変嬉しく思います。

絶対に解決します。